

芦教委第13号議案

令和8年度芦屋市立小中学校教職員異動方針について

みだしのことについて、別紙のとおり提案します。

令和7年11月27日提出

芦屋市教育長 野村 大祐

提案理由

兵庫県教育委員会の令和8年度公立学校教職員異動方針を受けて、令和8年度芦屋市立小中学校教職員異動方針を定めようとするもの。

令和8年度芦屋市立小中学校教職員異動方針

芦屋市教育委員会

1 異動方針

適切な人事異動を行うことによって、清新にして明朗な気運の醸成を図り、学校経営の充実を図るとともに本市公立学校教育の一層の発展を期する。

2 実施要領

(1) 配置換

- ①現任校の勤務年数が3年以上の者については、原則として異動の対象とする。
なお、現任校に引き続き10年以上の者については、特に配慮する。また、定年引上げ・暫定再任用も視野に入れた異動に努める。
- ②休職中、長期療養中、長期派遣中、産前産後休暇中、育児休業中等の者については、原則として異動しないものとする。
- ③定数減等により異動を必要とする場合は、同一校における勤務年数その他を総合的に判断し、異動の対象とする。
- ④管理職が安定的に確保できるよう、市町間の連携や特定管理職を含めた登用等を進める。

(2) 市外人事交流

職務経験を豊かにするため、他市町の実情等を勘案しながら、市外との人事交流の推進に努める。

(3) 採用

採用は、令和8年度兵庫県公立学校教員採用候補者名簿登載者の中から行う。

(4) その他

異動及び再任用者の配置に当たっては、学校における教職員の構成、本人の希望、その他事情について所属長の意見を参考とする。

公立学校教職員人事異動方針

兵庫県教育委員会

I 基本方針

第4期プランの重点テーマである—「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成—に向け、県教育委員会、市町組合教育委員会連携のもと、「適材適所の配置」、「人材育成及び計画的な交流の推進」を基本として、人事配置を行い、児童生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくり、教職員が働きがいのある職場づくりを進める

【基本的な考え方】

1 適材適所の配置

職員の能力を最大限発揮できるよう、適材適所の人事配置とともに、職員構成の適正化を図る

2 人材育成及び計画的な交流の推進

各学校における取組を中心・長期的に継続するため、次代の人材育成の観点を踏まえ、全県的視野に立って、計画的な交流を積極的に進める

II 管理職

[市町・県立学校共通]

- (1) 安定した学校運営を継続するため、積極的に若手管理職の登用を図ること
- (2) 学校運営の活性化を図るためにには多様な視点が必要であることから、女性管理職の登用をより積極的に進めること

[市町立学校]

県教育委員会は、市町組合教育委員会とともに、管理職が安定的に確保できるよう、地域の実情に応じて、市町間の連携や特定管理職の活用を含めた登用等を進めること

[県立学校]

学校の発展的統合や新設、学校の魅力・特色づくりの継続性や地域の状況に合わせた学校づくりを推進するため、校長の同一校における在任期間を考慮すること

III 教員

1 異動対象者

- (1) キャリアステージに応じた実践的指導力育成の観点から、異動の対象は、原則として現任3年以上在勤した者とし、次の事項を考慮して行うこと
ア 同一校における勤務年数 イ 勤務校の所在地、校種、規模等 ウ 教育実績 エ 勤務状況
オ その他
- (2) 次に該当する者については、原則として異動を行わないこと
ア 休職中 イ 療養中 ウ 派遣中 エ 産前産後休暇中 オ 育児休業中
- (3) 同一校における長期勤務者の異動については、定年引上げの進捗・暫定再任用の終期も視野に入れ、一定の在勤期間基準を定めて、積極的かつ計画的に行うこと

2 異動にあたって考慮する点

[市町・県立学校共通]

- (1) 幅広い視野をもつ教職員を育成するため、初任者を含めた全ての教職員について、異校種・異課程など特色の異なる学校への異動を進めること
- (2) へき地等学校に一定期間勤務した教職員については、次の異動にあたって勤務地の希望に十分配慮すること

[市町立学校]

- (1) 県教育委員会と市町組合教育委員会は、市町の教育上の課題を共有し、配置先を選定すること
- (2) 統廃合や新設等を予定している学校においては、円滑に実施できるように考慮すること

[県立学校]

- (1) 発展的統合や新設を予定している学校においては、円滑に実施できるように考慮すること
- (2) 各校で取り組んでいる学校の魅力・特色づくりの継続性を図るため、次代の人材育成を計画的に行うこと

IV 事務職員

1 異動対象者

原則として同一所属に3年以上在勤した者とし、次に該当する者はそれぞれの実情に応じ、個別に検討すること

- (1) 異動により、校務運営上支障があると認められる者
- (2) 職員の健康上、異動に支障があると認められる者 等

2 異動にあたって考慮する点

同一所属又は同一ポストに長期間在任することから生じうる不祥事を防止し、併せて士気の低下を防ぐこと

V その他留意事項

- (1) 学校運営の中核を担うことのできる教員が幅広く活躍できるよう、期限付異動制度を活用する
- (2) 一般教職員の異動にあたっての参考とするため、学校の職員構成、本人の希望、家族の介護などその他の事情についての校長の意見を聴取する